

## 平成29年度八王子市思いやり駐車スペース整備事業補助金交付要綱

平成29年4月1日 施行

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者や妊産婦などが円滑に社会参加できる自動車の利用環境を整備し、福祉のまちづくりの推進を図るため、八王子市内の民間施設等に思いやり駐車スペースを整備しようとする事業者に対する補助金の交付に関して、補助金等の交付の手続等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において思いやり駐車スペースとは、別に定める思いやり駐車スペース整備推進のためのガイドラインに適合するものをいう。

### (補助対象施設)

第3条 八王子市内の日常的に不特定多数の者が利用する民間施設等とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象とする事業は、次に定める要件を満たすものとする。

- (1) 思いやり駐車スペースのライン引き及び案内掲示板の設置に係るもの。
- (2) 平成29年4月1日以降に整備を開始し平成30年3月31日までに完了すること。
- (3) 他の補助金制度を利用していないこと。

### (補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、第4条に掲げる補助対象事業の実施に要する額とする。

### (補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、整備費用の3分の2以内の額として1施設当たり160,000円を上限とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第7条 補助の交付を受けようとするものは、思いやり駐車スペース整備事業補助金交付申請

書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 設置工事の見積書
- (2) 設置工事関係図面一式
- (3) その他必要とする書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査して、交付が適当と認めるときは、思いやり駐車スペース整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(変更申請等)

第9条 交付の決定を受けたものは、申請内容に変更等が生じたときは、必要な書類を添えて思いやり駐車スペース整備事業変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し補助金の交付の適否を決定し、思いやり駐車スペース整備事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知する。

3 交付の決定を受けたものが、第7条に規定する申請を取り下げるときは、思いやり駐車スペース整備事業申請取下届(様式第5号)を市長に届け出なければならない。

(設置完了報告)

第10条 交付の決定を受けたものは、思いやり駐車スペースの整備工事の完了後、速やかに思いやり駐車スペース整備事業完了報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置工事費領収書、又は市長がこれに相当すると認めたもの
- (2) 工事写真
- (3) 竣工図

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する完了報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、その報告書の内容が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、思いやり駐車スペース整備事業補助金額確定通知書(様式第7号)により、交付の決定を受けたものに通知する。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定による通知を受けたものは、思いやり駐車スペース整備事業補助金交付請求書(様式第8号)により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、内容を審査し補助金を交付する。

(交付決定の取消)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき、又は市長の付した条件に従わなかったとき。
- (3) 前各号に掲げるほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定は、交付する補助金額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助金と補助事業に係る書類を常備し、市長が必要があると認めたときは、提示又はその内容を報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金と補助事業に係る帳簿及び書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(維持管理)

第16条 この要綱により補助金の交付を受けたものは、思いやり駐車スペースの適切な維持管理に努めなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。